

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣  
財務大臣

下諏訪町議会議長 中山 透

### 社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書

介護保険制度は、日常生活において介護を必要とする高齢者とその家族を支え、尊厳ある暮らしを保障する極めて重要な社会基盤です。しかし、現在国会で審議されている「社会福祉法等の一部を改正する法律案」に含まれる「介護保険法の一部改正案」には、制度の根幹を揺るがしかねない極めて懸念すべき内容が含まれています。

改正案では、人口減少地域を「特定地域」と定め、介護職員の人員配置基準を緩和することや、訪問介護・通所介護・短期入所生活介護といった在宅生活に不可欠なサービスを、保険給付から市町村の「地域支援事業」へ移行させる方針が示されています。しかし、高齢化が加速する現在、80歳以上の認定率は極めて高く、人口減少地域であっても介護ニーズは今後一層増大することが明白です。

人手不足を理由とした基準緩和や保険給付からの事業移行は、居住地域によるサービス格差を固定化させ、「どこに住んでいても等しく必要な支援を受ける」という介護保険制度の理念をなし崩しにする恐れがあります。介護事業所の経営難の主たる要因は、全産業平均と比較して著しく低い介護職員の賃金であり、その根本には介護報酬の不足があります。基準の切り下げではなく、抜本的な処遇改善こそが急務です。

また、住宅型有料老人ホーム入居者のケアプラン作成における利用者負担の導入方針についても、制度の公平性を大きく損なうものです。特定の居住形態を理由に新たな負担を求めることは、利用者の生活を圧迫するのみならず、必要な介護サービスへのアクセスを阻害し、結果として重度化や孤立を招く危険性があります。

よって、誰もが安心して老後を迎えられる社会を維持するため、下記項目について慎重な審議および抜本的な見直しを行うよう強く要望します。

#### 記

- 1 「特定地域」における人員配置基準の緩和および在宅サービスの保険給付からの切り離し方針を見直すこと。
- 2 住宅型有料老人ホーム入居者のケアプラン作成における利用者負担導入方針を見直すこと。
- 3 介護事業所の経営危機を打開するため、介護報酬を抜本的に引き上げ、国庫負担を拡充するとともに、国費による介護職員の恒久的な処遇改善策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。